

日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務に係る契約変更について

平成 27 年 12 月 15 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

1. 民間競争入札の経緯

「国立霞ヶ丘競技場」「国立代々木競技場」「国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンター」の管理・運營業務については、公共サービス改革基本方針に基づき民間競争入札を実施することとされ、指導監督業務を除き、平成 21 年度から民間事業者へ委託している。

○第 1 期：平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（3 年間）

○第 2 期：平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 実施要項に定める契約の変更

「日本スポーツ振興センター（N A A S H）のスポーツ施設の管理・運營業務民間競争入札実施要項」（平成 23 年 11 月 10 日）において、あらかじめ国立霞ヶ丘競技場については期間内に大規模な契約の変更が見込まれる旨を記載している。

（参考）日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務民間競争入札実施要項<抄>

3 本業務の実施期間

本業務の実施期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

ただし、施設改修工事実施等に伴い、休業期間及び一部業務休止期間が発生する可能性がある。また、国立霞ヶ丘競技場については、大規模な改修工事が検討されており、契約の大規模な変更、又は解除が発生する可能性がある。その場合、N A A S H は、十分な予告期間をもって、あらかじめ休業、休止、変更または解除の内容を民間事業者へ通知するものとする。

3. 国立霞ヶ丘競技場について

国立霞ヶ丘競技場は、第 3 回アジア競技大会と第 18 回オリンピック東京大会招致のため、昭和 33 年、旧明治神宮外苑競技場跡地に建設され、現在ではサッカーをはじめ国際・国内各種競技大会が数多く開催されている。

従来から老朽化及び国際大会を開催するための基準に満たないなどの課題がある中で、平成 21 年の平成 31 (2019) 年ラグビーワールドカップ開催決定により、改修について検討されてきた。その後、平成 25 年 9 月の平成 32 (2020) 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定によりメインスタジアムとして使用されることから、改築に向け準備が進められることとなり、まずは平成 31 (2019) 年ラグビーワールドカップで使用できるよう、平成 31 年 3 月末の完成を目指し、国立霞ヶ丘競技場を解体して新たに建設することとしていた。当初の整備計画に基づいた国立霞ヶ丘競技場の解体に伴い一部施設の営業が終了となることから、国立霞ヶ丘競技場の警備業務等の委託業務の内容を見

直すため、下表のとおり3回にわたり変更契約を実施している。

【一部施設の業務終了日及び契約変更の時期】

施設名	業務終了日	契約変更の時期	備考
本部事務所、陸上競技場	H26. 6. 30	②H26. 3. 31	業務及び営業終了予定
体育館、室内水泳場、トレーニングセンター	H26. 3. 31	〃	営業終了予定
スポーツ博物館	H26. 5. 6	〃	営業終了予定
ラグビー場			
ラグビー場		継続	
有料駐車場	H25. 11. 30	①H25. 11. 29	営業休止予定
東テニス場			
貸しコート（4面）	H25. 11. 30	①H25. 11. 29	営業休止予定
年間利用（7面）		継続	
西テニス場	H26. 3. 31	③H27. 2. 27	営業終了予定
施設名	業務開始日	契約変更の時期	備考
仮本部事務所棟（東テニス場貸しコート）	H26. 6. 1	②H26. 3. 31	供用開始予定

【現在の対象施設】3施設（配置図参照）

本部事務所、ラグビー場、東テニス場（東コート）



【業務の範囲】

- ①運営業務、②保守管理業務、③警備業務、④清掃業務、⑤環境衛生管理業務

4. 契約変更の理由

新しい国立競技場は、まず平成 31（2019）年ラグビーワールドカップで使用できるよう、平成 31 年 3 月末の完成を目指し、国立霞ヶ丘競技場を解体して新たに建設することとしていたが、平成 27 年 7 月 17 日に安倍総理が、整備計画を白紙に戻しゼロベースで見直す旨を発表された。

これにより、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定した新たな整備計画に基づき新国立競技場の整備を行うこととなり、設計・工事を行う業者の選定を行い、平成 28 年 12 月末に工事着工する予定としている。当初計画では国立霞ヶ丘競技場等の解体後速やかに工事着工する予定であったが、計画の見直しにより平成 27 年 12 月末で解体を終了してから、新しい国立競技場の建設に着手するまでに約 1 年間遊休地となるため、国立霞ヶ丘競技場跡地の防犯対策のために当初想定していなかった巡回警備業務等が必要となった。

また、新国立競技場建設予定地内の旧都立明治公園の一部（霞岳広場・四季の庭）及び新宿区道（43-660 号・43-680 号）等については、所有者である東京都、新宿区、渋谷区より、廃道・廃園の手続き完了後の平成 28 年 1 月 27 日から土地を借用し、新国立競技場建設予定地として管理する必要が発生している。

なお、今回必要となる警備業務等については、秩父宮ラグビー場にある本部事務所の警備と一体として行うことにより、効率的・効果的に実施できるとともに経費の削減を図れるため、契約変更を行うものである。

5. 契約変更の概要

（1）対象施設及び契約変更の時期

①施設名：陸上競技場、本部事務所（跡地）

契約変更の時期：平成 27 年 12 月 25 日（予定）

②施設名：旧都立明治公園の一部（霞岳広場・四季の庭）、新宿区道（43-660 号・43-680 号）等

契約変更の時期：平成 28 年 1 月 26 日（予定）



(2) 業務内容

- ①整備計画の変更に伴い、陸上競技場、本部事務所の跡地について、新しい国立競技場の建設工事着工までの間、巡回警備業務等を行う。
- ②新国立競技場建設予定地として、新たに東京都、新宿区、渋谷区から借用する土地を管理するため、警備業務等を行う。

(3) 業務の実施期間

- ①平成 27 年 12 月 26 日から平成 28 年 12 月 31 日まで (予定)
- ②平成 28 年 1 月 27 日から平成 28 年 2 月 27 日まで (予定)

(4) 実施経費

- ①約 400 万円の増加見込み
- ②約 800 万円の増加見込み

(5) その他

- ①及び②の業務については、新国立競技場の整備の進捗状況により、業務内容の変更及び実施期間を延長又は短縮する場合がある。